

各種申請等について

項目	該当書類	提出期限
➤ <u>4月1日からの新規指定※1</u>	➤ 指定申請書等一式（現様式） ➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書	令和7年2月末まで
➤ <u>指定更新※1</u>	➤ 指定更新申請書等一式 ➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書	令和7年2月末まで ※周知済み
➤ <u>令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得</u>	➤ 処遇改善計画書 ※計画書の見直し等により<u>取得区分に変更が生じる</u>場合はそれに係る<u>介護給付費等算定に係る体制届出書</u>	令和7年4、5月の処遇改善加算を取得する場合 ⇒令和7年4月中を予定
➤ <u>新規加算</u> ➤ <u>加算内容の変更（主として増加するもの）</u>	➤ 介護給付費等算定に係る体制届出書 ➤ 必要書類	令和7年3月15日（土） 但し、前年度等実績に基づき決定される報酬区分および加算※2 令和7年4月15日（火）
➤ <u>自己点検※3（自己点検と勤務表）</u>	➤ 従事者の勤務体制及び形態一覧表（任意）	令和7年4月15日（火） ※しがネット受付にて報告
➤ <u>スコア表届出（A型）</u>	➤ 様式2－1 および様式2－2（別途通知）	別途通知
➤ 変更届 ➤ 廃止届 ➤ 休止届 ➤ 加算内容の変更（上記以外）	➤ 各必要書類	通常どおり 変 更…発生後10日以内 廃止・休止…1か月前 減 算…発生した日

※1 訪問系サービスは各管轄の健康福祉事務所（保健所）が指定する提出期限

※2 次スライド参照

※3 旧実績報告

前年度実績に基づく基本報酬・加算について

前年度等実績に基づき決定される報酬区分および加算

…表に記載のないサービスについては該当する加算がないため、掲載しておりません。

報酬・加算名	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援※ 放課後等デイサービス※	福祉型障害児入所施設
0 基本報酬算定区分			●					●	●	●	●		●		
1 移行準備支援体制加算								●							
2 看護職員加配加算														●	
3 看護職員配置加算															●
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●	●		●			
5 重度者支援体制加算									●	●					
6 重度障害者支援加算（Ⅰ）			●	●											
7 重度障害者支援加算（Ⅱ）			●	●											
8 重度障害者支援加算（Ⅲ）			●	●											
9 就労移行支援体制加算			●		●	●			●	●					
10 就労定着実績体制加算											●				
11 就労支援関係研修修了加算								●							
12 人員配置体制加算		●	●									●			
13 地域移行支援体制加算				●											
14 地域移行支援体制強化加算							●								
15 通勤者生活支援加算							●					●			
16 特定事業所加算	●														
17 賃金向上達成指導員配置加算									●						
18 目標工賃達成指導員配置加算										●					
19 目標工賃達成加算										●					
20 夜勤職員配置体制加算				●											
21 夜間支援等体制加算							●					●			

※主として重症心身障害児を受け入れる事業所

右図のとおり、**前年度実績に応じて基本報酬、加算取得の可否を判断**する項目があります。

前年度実績を利用しない事業所においても、現在、人員・設備・運営基準や報酬算定要件を満たしているか点検を行ってください。

特定の人員配置を要件とする加算は、平均利用者数および従業員の異動等によって配置条件が満たせているか、必ず確認してください。

要件が満たせないことが判明した場合は、その日を異動日として**加算終了の体制届の提出が必要となります。**

申請書等様式の変更について

【1】申請書類（新規、指定更新、変更届等）について

- 令和6年6月28日付厚生労働省通知「障害福祉分野における手続き負担の軽減について」をもとに、令和7年4月以降、**全サービスにおいて様式を改訂**します。
- 変更届等作成時、最新の様式であるか必ず県のホームページを確認いただきますようお願いいたします。

【2】障害福祉サービス事業所等の自己点検（旧：実績報告）

- 毎年度4月に一部事業所からの実績報告書等の提出を求めていましたが、手続き負担軽減のため、“書類の提出を求めること”はやめ、**しがネット受付サービスを活用し、全事業所において自己点検を実施（必須）した報告と従事者の勤務体制及び形態一覧表の提出（任意）**を求めます。
- **請求単位数に変更がある場合は、従来どおり、体制届等の提出が必要です。**

【3】申請時の手引きについて

- R7.4月以降、順次改訂します。

なお、以下の様式等については、既存の物から変更はありません。

- ・運営規程参考例
- ・廃止届
- ・休止届等
- ・業務管理体制整備の届出について
- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出について